

# 労務 ROAD

## 2025年4月から 育児休業給付金の支給対象期間延長手続きが変わります

### 改正のポイント

- ▶ **これまで**：保育所等の利用を申し込んだものの、当面入所できないことについて、市区町村の発行する入所保留通知書などにより確認が行われていました。
- ▶ **2025年**：これまでの確認に加え、保育所等の利用申し込みが、速やかな**4月から** 職場復帰のために行われたものであると認められることが必要になります。



2025年4月から育児休業給付金の支給期間延長手続きの際は**保育所等の利用申込書の写しが必要となります**。市区町村に保育所等の利用申し込みを行う際は、**必ず申込書の写し（電子申請で申し込みを行った場合は、申込内容を印刷したもの、または、申し込みを行った画面を印刷したもの）をとって保管しておいてください。**

### 必要な書類

子が1歳（または1歳6か月）に達する日が令和7年4月1日以後となる方が、育児休業給付金の支給対象期間の延長を行う場合、必ず次の書類を延長時の「育児休業給付金支給申請書」に添付します。

- 育児休業給付金支給対象期間延長事由認定申告書
- 市区町村に保育所等の利用申し込みを行ったときの申込書の写し
- 市区町村が発行する保育所等の利用ができない旨の通知（入所保留通知書、入所不承諾通知書など）



申告書の  
様式 QR  
コード

### 育児休業給付金の支給対象期間延長要件 (※1~3すべてを満たす必要があります)

1. あらかじめ市区町村に対して保育利用の申し込みを行っていること
2. 速やかな職場復帰のために保育所等における保育の利用を希望しているものであると公共職業安定所長が認めること ※①~③すべてを満たす必要があります
  - ① 原則として子が1歳（または1歳6か月）に達する日の翌日以前の日を入所希望日として入所申し込みをしていること
  - ② 申し込んだ保育所等が、合理的な理由なく自宅から通所に片道30分以上要する施設のみとなっていないこと
  - ③ 市区町村に対する保育利用の申し込みに当たり、入所保留となることを希望する旨の意思表示をしていないこと  
※入所申込書において、「保育所等への入所を希望していない」、「速やかに職場復帰する意思がない」、「選考結果にかかわらず育児休業の延長を希望する」などの記載等があり、保育所等への入所の意思や速やかな職場復帰の意思がないことが明白な場合は、要件を満たしません。
3. 子が1歳（または1歳6か月）に達する日の翌日時点で保育所等の利用ができる見込みがないこと

【厚生労働省より】

VOL.947  
(2503-3)



〒541-0054  
大阪市中央区南本町  
2-6-12  
サンマリオンタワー16F  
TEL:06-6224-0264  
FAX:06-6224-0265  
HP: <https://k-s-j.net/>  
編集:井村・浜井・茅原・石田

社長が入れる  
労災保険のことなら

「葛城経営研究会」

詳しくは、  
06-6224-0480 まで！

先月、シンガポールへひとり旅に行ってきました！  
コロナ禍以降久しぶりの海外でしたが、出入国の審査がウェブ申請で、空港ではパスポートをスキャンするだけで通ることができたり、時代が進んでいるなあと感じました。ほぼ下調べせずに気の向くままあちこち回ったので、無駄に多く歩きましたが、良い運動不足解消になりました(^\_^)  
(奥田)



### 3月労務スケジュール

- ・ 3月末退職者の手続き
- ・ 4月入社準備
- ・ 3月・4月の従業員家族の異動確認（就職など）